

議案第 18 号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を、次のとおり改正す
るものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第7項本文中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第8項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第12項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第7項及び第8項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、宇治市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した同条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

雇用保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。